

申込者募集

若手技能者の新規雇用を支援します！

～若年者の人材確保に取り組む建設業者の方々へ～

県内建設産業の将来の担い手である若手技能者の人材確保・育成を図るため、新たに40歳未満の若年者を雇用して、職業訓練施設で育成する建設業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象者

県内に主たる営業所を有する建設業者で、建設業許可を有している中小企業。

2 補助対象となる新規雇用者等

次の要件を全て満たす者。

- ① 平成29年度の国の人材開発支援助成金及び建設労働者確保育成助成金又は平成30年度の国の人材開発支援助成金（特定訓練コース及び建設労働者認定訓練コース）の支給を受けていること。
- ② 人材開発支援助成金に係る訓練実施計画届が厚生労働省に受理されていること。
- ③ 普通職業訓練普通課程（建設工事に関するものに限る。）において8割以上を出席していること。
- ④ 補助対象者と正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、平成30年4月1日時点で2年を経過していない者であること。（これ以前に雇用関係がないこと。）
- ⑤ 前年度に熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金の交付を受けた者でないこと。
- ⑥ 補助対象者との間で、前号で締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。
- ⑦ 平成30年4月1日時点で満40歳未満であること。
- ⑧ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること。
- ⑨ 外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

※雇用保険適用除外個人事業主の場合は、次の要件をすべて満たす者が対象となります。

- ① 専従者として建設業に従事しており、平成30年4月1日時点で2年を経過していない者であること。
- ② 前年度に熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金の交付を受けた者でないこと。
- ③ 平成30年4月1日時点で満40歳未満であること。
- ④ 普通職業訓練普通課程（建設工事に関するものに限る。）において8割以上を出席していること。

3 補助対象経費及び補助率（補助金額）

補助対象経費	補助率（補助金額）
平成30年4月1日から平成31年3月29日までの間に支払った新規雇用者の賃金	【認定訓練時間×760（960）円／人＋認定訓練日数×4,750（6,000）円／人】以内 ※（ ）内は生産性要件を満たす場合

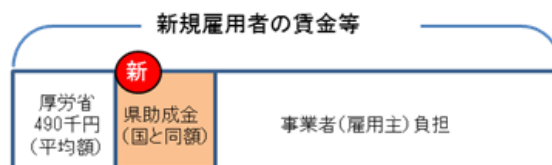
※訓練期間が複数年度にわたる場合は、最初の1ヶ年を補助対象とします。

※生産性要件については厚生労働省「人材開発支援助成金」を参照してください。

【助成金額のイメージ】

雇用保険適用事業所の事業主にあつては、国の助成金額と同額を受給することになります。

この場合の助成金額のイメージは右図のようになります。



3 申込期限（※年1回）

平成30年7月31日

4 申込方法

「平成30年度熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項」を参照し、申請書等を熊本県土木部監理課建設業班へ1部郵送してください。

※ 要項及び申請書等は県庁ホームページ「監理課」に掲載しています。

5 申込及び問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL096-333-2485 FAX096-381-5404